

岡山県人権教育推進委員会第28回会議のまとめ

日 時：平成18年5月31日（水）

13：30～16：00

場 所：メルパルク岡山「芙蓉」の間

副会長の選任

副会長：正宗 洋三委員（備前市教育委員会教育長）

諮問

諮問書，諮問理由参照

審議日程の説明

岡山県における人権教育の基本的な考え方と各分野に関する取組～岡山県人権教育推進プラン（仮称）～についての協議

人権教育についての基本的な考え方について御意見を申し上げます。

「人権教育推進プラン」のようなものが必要になった経緯について、もう少し詳しく流れを教えてください。

平成13年に岡山県人権政策推進指針を策定して5年が経過しました。県全体の方向性は、この指針で示されましたが、教育委員会としての方向性をどうしていくかということについては、人権教育推進委員会を設置して答申や意見具申を頂きました。人権教育については、県の指針とこの推進委員会の答申等に基づいて進めてまいりました。それから5年が経過し、新しい法律ができるなど、時代の変化を踏まえて指針が改訂されました。この改訂指針を踏まえて、教育委員会での人権教育をどう進めていくかということについて、各分野の具体的な取組も含めて、これまでのものをまとめた「人権教育推進プラン」（仮称）をつくって示したいと考えています。

推進委員会からは、答申や意見具申を頂いており、学校や市町村を支援させていただくときに、これらに基づいて取り組んでいただくようお願いをしています。昨年度改訂指針が策定され、その中で、教育にかかわることについて書かれている部分もあるわけですが、「推進プラン」（仮称）として、まとまったものがあれば県としても人権教育を進めていく上で拠り所になりますし、学校や市町村が参考にすることもできると考えています。

「（1）人権教育が目指すもの」の視点2「自立支援」について、今までの取組を振

り返ってみると、自立支援をするためには、例えば、同和問題を考えてみると、差別の実態を踏まえて取り組まれてきたと思っています。私は今、ハンセン病問題に取り組んでいます。学校の先生方や生徒が邑久光明園や長島愛生園の歴史館などを訪れて、子細をしっかりと見た上でハンセン病問題の指導をしているわけです。自立支援の記述について、短くても構いませんが、自立が阻害されている、支援が必要であるということの実態をしっかりと踏まえた文章があるのではないかと思います。

「自立支援」の意味がよく分からないので、具体的に教えて下さい。例えば、元患者さんや障害のある人にとっては、その人がその人らしく生きていくことを社会的に阻害されてきた歴史があり、そうした社会の不備を改めていくことが支援になると思います。たとえば暴力や人権侵害を受けた人、差別を受けてきた人が、すべて当事者としてここに入るのでしょうか。「自立支援」は、自立が困難な状況にある人を社会が支援するといった福祉の領域で語られてきた概念だと思いますが、人権教育の領域で使う場合には、どのような意味になるのでしょうか。

これまで取り組んできた人権教育の3つの視点の一つが「自立支援」という視点です。同和教育では「進路保障」という取組をしていたわけですが、これは同和問題にかかわって教育上配慮を必要とする児童生徒の進路を保障するということでした。人権教育を進めていく場合には、差別を受けた人や人権侵害を受けた人にどのような自立のための支援ができるだろうかという視点から自立支援という言葉を使い始めました。このことについて学校教育・社会教育のところでは、さらに具体的に記述していますが、次回の会議で、個々の人権課題にかかわって具体的な実情等にも触れながら、基本的な考え方や取組について検討していただきたいと思います。

私はむしろ「エンパワーメント」という概念の方が適切だと思います。従来は、差別や偏見によって不利益を被ってきた人たちの欠けた部分を社会が補って、教育水準や経済力や社会的地位を上げていく、「力をつけていく」というイメージがありました。しかし、本来は、誰もが生まれながらに等しい「人権」や「内なる力」をもっています。個々の力を発揮出来ないような状況を、周りの人々の意識や社会の体制が作り上げてきてしまったとすれば、一人ひとりの尊厳が活かされるような環境づくりという理念が必要になってきます。その際、不利益を被ってきた人たちを「救済が必要な弱者」と見るのではなく、すべての人が人権を持っているにもかかわらず、権利の行使ができないような状況を私たちがつくってきたという視点で捉えた方がいいのではないのでしょうか。視点1は「人権についての学習」でいいと思いますが、視点2は、不利益を被ってきた人たち自身が、そのことに気づき、社会の支援も受けながら本来の力を回復していくプロセス、すなわち「エンパワーメント」をここにもってくるのがいいと思います。視点3は、まちづくりやユニバーサルデザインなど、すべての人の多様性が認められて、その人らしく生きていくための「環境づくり」という意味で、社会の在り方を変えていくような方向でいいと思います。いずれにせよ、枠組みを新しいものに変えていく必要があるのではないかと感じました。

「自立支援」が福祉で言われた経緯は、アメリカで障害者の自立生活運動が起きたときの「自立」の意味が非常に大切です。それまでは「経済的な自立」や「身辺自立」であり、障害のある人もそういう自立を目指しなさいと言われ続けてきました。けれども、「自立」とはそうではなく、「自己決定権」がキーワードになり、自分の人生の有り様や生き方は自分で決める「決定の自立」が強く主張されるようになってきました。それが障害者の世界で大きく取り上げられていき、自立生活運動というものへ発展してきました。「支援」という言葉も、日本ではそれまで「援助」とか「保護」という言葉が使われてきました。けれども、サービスを受ける側と提供する側は対等の関係と言うよりも、むしろ受ける側の自己実現のために、それをどうやって支えるかということだと思います。主役が利用者だというふうになれば、「保護してやる」とか「助けてやる」といった概念はふさわしくないということです。世界ではインクルーシブ教育(Inclusive Education)と言われ、日本では特殊教育と言いつけてきましたが、それが「自立支援教育」「特別支援教育」となりました。視点2の「自立支援」というところで、自己実現、自立、社会参加とあって、「自立支援」の中に「自立」があるように書かれていることは、説明としてはわかりにくいところがあります。人権ということを考えたとき、我々日本人は自己決定という、権利としては意識してきませんでした。すべての人に自己決定権がある、その自己決定権を行使出来るようにすることが支援というふうに考えれば、まさに「エンパワーメント」です。そういう人たちの能力を引き出して、人生の有り様、生活の仕方を自分で決められる、全部を自分がしなくても周りがそれを支援する制度や仕組みをつくらうとしています。おそらく、そういう福祉の世界で使われ出した自立支援がこちらにもいろいろな形で及んできているのではないかと思います。この自立支援は人権で言うと、「自己決定権の尊重」などをキーワードとして説明した方が分かりやすいのではないかと思います。

同和教育の「進路保障」を受け継いだということですが、「進路保障」では学習支援などをすることもあるわけですが、基本は、差別の状況におかれた進路を阻む社会的な状況を取り除くということも進路保障の中に含まれていて、それが非常に大きいと思います。ですから、同和教育における「進路保障」を考えると、単に個々を自立させるということだけに結びつくものではなくて、むしろ人権を尊重する環境づくりに結びつく面が多いのではないかと思います。

「(3)の人権教育の視点」の自立支援と「(1)人権教育が目指すもの」の自立支援を読み合わせますと、読み取った内容がつながりにくく、視点2がとても狭いという感じがしました。視点2の自立支援は、全体の基本の一番大切なところなので、次の内容の審議とあわせて、これをもう一度、少し広い立場で考え直していただくことにしましょう。

次に「(2)同和教育の成果と人権教育」というテーマについてで御意見を伺いたいと思います。

このことは、「人権教育の基本的考え方」の中の大きな項目として入れるのではなくて、女性、子ども、患者、在住外国人と同様に、各論の中に被差別部落の問題を入れていくわけにはいかないのでしょうか。

同和教育は、同和問題の解決のために教育としてどう取り組んでいくかということで始まったわけですが、そこからどんどん裾野が広がっていった、同和問題だけではなく、その他の人権問題も合わせて解決をしていかなければ、同和問題も解決していかないということで、様々な人権問題の解決にも取り組んできた経緯があります。その取組の成果は、人権教育におけるそれぞれの人権問題の解決に大いに参考になると思います。様々な人権問題について取り組んできた中で、その柱は同和教育でした。その成果を大いに生かしていただきたいという思いがあります。

今の意見とほぼ同じですが、人権教育の歴史を考えると、ここにこういう形で残すことは、一つの見識であろうと思います。従来、同和教育は学校の人権教育の核であるということは事実であろうと思いますし、学校における集団づくりとか、参加型学習の導入、進路保障の問題などは、同和教育に関わる形で展開されてきたと思います。むしろ今の問題は、法切れ後、同和教育主事がいなくなって、同和教育のノウハウや成果がちゃんと継承されていくのかどうかということの方が問題だと思います。2007年問題とも言われますけれども、同和教育を中心的に担われてきた先生方が大量に退職されて、現場で積み上げられてきた同和教育のノウハウをどのようにして継承していくかということの方がはるかに重大な問題であろうと思います。ですから、人権教育を進めていく上で、この一項は、一つの見識として残す方がいいのではないかと思います。

私は中学・高校と教育の現場におりましたけれど、同和教育に一生懸命取り組んでいたとき、同和問題だけではなくて、色々な問題とつながってきたと思います。やはり、残しておくべきであろうと思います。それから、生徒達がかつての状況ではない新たな社会環境の中で育っているわけですから、2007年問題と言われましたが、新しい教育課程や新しい学習指導要領の中で、新たな人権教育がなされている状況の中で、かつてこういう流れがあったと伝えることで、そのことが意識の中にある方が、うまく進められるのではないかと思います。ですから、基本的な考え方の中には、残していただければと思います。

「人権教育がめざすもの」の図にかかわることは、改訂指針のどこに根拠があるのでしょうか。

学校教育に関しては、指針の11ページに、人権の意義・内容や重要性を理解することと人権感覚が結びつくことによって、色々な場面で態度や行動として表すことができると示している所があります。図の左側の部分は、人権に関する知的理解の深化、人権感覚の育成、右側のところが、先ほど課題となっていました自立支援となります。それらの基盤となるのが、人権を尊重する環境づくりということになります。特に、左側

の知的理解と人権感覚の育成が実践行動につながる態度・意識・意欲の形成につながっていくという部分については、文部科学省の調査研究会議から出された「人権教育の指導方法等の在り方について」(第二次とりまとめ)の中に同様の指摘があって、同じような図が示されています。

1点目は、発達障害を抱えている子どもへの理解ということですが、昨今は、教育現場でも知識の普及や理解が進んできていますが、それは大人が子どもをみる視線です。特別支援教育という名の下に、個別支援も開始されていますが、学校現場で困るのは、子ども達同士の視線です。たとえば、個別学級から交流学級に参加する場合に、教員はその子の紹介をどのようにクラスにしていけばよいのか、子ども達が偏見のまなざしをもたずに、その子の個性として受け入れていくにはどのように説明をすればよいのか、苦渋されるという話を聞いたことがあります。一見普通に見えるだけに、行動面で奇異な場面があったり、急にパニックになったりする場面、クラスメイトも対応に苦慮し、それが排除の思想に繋がっていくことも少なくありません。軽度発達障害を抱える子どもたちは、幼稚園や保育園といった、社会生活の最初からクラスでの適応に苦労している場合も多く、もう少し周囲の理解があれば、子ども達にも「個性を理解する」視点が育っていればこんなにしんどい状況にならずに済んだのと思うこともしばしばあります。どこで扱えばよいのか分からないのですが、「個性を理解する」という範疇に入るのではないかと思います。

第2点目は、教員となる人の教育に、不登校や発達障害の子どもとの付き合い、接点を持ってもらいたいということです。特に学生の中に、ボランティアとして、学校教育でいえばマイノリティーにあたる子ども達との実際の付き合いを通して、体験的な理解を深めていただきたいのです。たとえば私がここ4年ほどかかわらせていただいている「夢探しの旅」に参加する子どもたちは、不登校の子どもとその家族ですが、個々人のベースには発達障害を疑う子どもも少なからず存在します。このプログラムは、自身喪失している子どもにとって自分の将来のモデルを獲得する格好の機会となるばかりではなく、年代の違う人とのかかわりのなかで、自分を思いっきり表現し、がっちり受け止めてもらえる、認めて貰えるという貴重な経験をしているようです。そして、心のエネルギーを蓄えた子ども達は、必ずしも学校復帰という形を取るわけではないですが、多くは改善し、何らかの形で家から出られるようになっていきます。学生さんたちにとっても、さまざまな子ども達を「みる」機会になるかと思えますし、また不登校の子ども、発達障害を抱える子どもの「実態」を実地に学ぶよいチャンスかと思えます。私の大学の学生も、「最初は手伝ってあげる」「サポートしてあげたい」という気持ちがあったが、むしろ自分たちが「育てられている」「成長した」という感想を持っています。そのような意味で、学校教育の中でのマイノリティーを理解する場、つまり教員の「資質向上」の場、または学校教育と社会教育をつなぐものとして、先にのべた様な体験をしていただければ、救われる子どもは多いのではないかと考えています。

中身ではないのですが、「人権教育の視点」というのは、すでに示されているので、ここでは「視点」というよりも、その視点に基づいた具体的な方策をどうするかという

ことが述べられています。だから、小見出しとして、「人権教育の視点」というのは、少しそぐわないのではないかと思います。

学校教育にも社会教育にも共通することですが、人権侵害が起こったとき、教育の現場や社会で被害者・加害者への対応が遅れています。関連の法律やシステムが少しずつ整い始めてきましたが、具体的な対応はまだまだです。たとえば、学校内でいじめやセクシュアル・ハラスメントなどの人権侵害が起こったときに、校内でどういうふうに対応していくのかという項目は、視点のどこに入るのでしょうか。視点3の「環境づくり」でしょうか。学校や地域で何か起こったとき、適切な対応ができなくて事態が深刻化してしまうことがあります。専門家に委ねざるをえないケースもたくさんあると思いますが、人権侵害が起きないように防止策と、起きたときに現場ではどう対処するのかという対応策のどちらも必要ではないかと考えています。後者を人権教育の中ではどう位置づけていくのか、明確にしておく必要があると思います。

わたしも、これは「環境づくり」の中に入るんだらうと思います。暴力は、人権の問題の対極にあると思うんですが、さっきおっしゃったいじめの問題などをさらに突き詰めていく必要があると思います。言語環境を整えるということが出ていて、これはいいと思いますが、最初に申し上げた差別の実態とかは、ここで示すべきだと思います。現実には、人権がどういうふうに侵された実態があるのかということをも、人権を尊重する環境づくりのあたりに、もう少し審議をして加えていただければと思います。

様々な問題をどこにもっていくかというのは、それぞれのかかわった方々が、力の及ぶ範囲で精一杯訴えられるんですけど、格差が大きいと思います。現実にはそのあたりが遅れているし、現場では大変な悩みを抱えている部分だと思います。例えば、法務省の方へあがっていく事例がありますが、それが人権侵害と言うことであがっていても、3ヶ月から半年もかかってしまいます。学校現場へ返していく頃には、効果の薄いもので、とても学校の先生方に納得していただけるような経緯を踏んでいないというようなことが現実には多いんです。ですから、むしろ、学校や関係機関でもう少しいい対処の方法はないかということで助言することが多いですね。機能していかない現実がございます。本当に大切な部分ですから、それも含めて、もう少し踏み込んだ形で記述して、推進ができるように、ここで示していけると進むんじゃないかと思います。

今の問題に関して、「人間関係づくり」とか「集団づくり」という中で、例えばいじめや仲間はずれという問題解決のために学級での話し合いや学校全体としてどういうふうにしていくのかといったことについて、三つの視点で言えば、ウの「人権が尊重された環境づくり」のところで取り組んできたわけですが、具体的には、そのあたりのことは記述されていません。先ほど、「エンパワメント」ということを言われましたが、イの「自立支援」にも関係してくるのかなとも思いますので、そのあたりで何かご示唆をいただければと思います。

学校現場では、いじめやセクシュアル・ハラスメントなどの人権侵害が起きていますが、学校内で対処し切れていないケースをたくさん見てきました。早いうちに対処できる環境が整っていれば、こんなに深刻な問題にならなかったのにと痛感することもあります。町内会や民生委員・児童委員など地域の組織内でも、いじめやセクシュアル・ハラスメントが起きています。事件が起きたとき、不適切な対応で被害者に二次被害や三次被害をもたらすようなことをしてはなりません。今まで暴力を受けてきた被害者は「あなたも悪い」「あなたにも落ち度があった」というふうに、責められてきました。しかし、被害者が勇気を振り絞って訴え、当事者の側から暴力の神話を塗り替えていきました。被害者を孤立させず、被害者を100%信じて支援する人たちも現れ、「暴力は力の差を利用した卑劣な行為」であって、被害者は悪くない、加害者側にこそ責任がある、問題があるということをはっきりと明らかにしてきたのです。被害者の尊厳回復や救済・支援を含む場合は、「エンパワーメント」の項へ、被害者への二次被害や三次被害を生まないような適切なケアやサポートを盛り込むのであれば、「環境づくり」の項へと考えています。

差別に気付き、差別を許さない、そしてそれを社会に向かって働きかけるというのは、人権感覚の育成とも深くかかわっていると思います。文科省の第二次とりまとめでも、知的理解との結びつきの重要性が強調されていることから、「人権感覚の育成」という表現に改めるということが書かれているわけですが、人権教育の視点を見てみると、やはり人権感覚の問題は、あまり取り上げられていないと思います。3の アの学校教育のところを見ても、先ほど言った差別に気付き、差別を許さない、そしてそれを社会に向かって働きかけることのできるような人権感覚の育成を目指すといったことを強調して書いてもいいのではないかと思います。

人権感覚の育成の部分をしっかり抑えておくという御指示ですね。

それでは、「推進に当たって大切にすべきこと」について検討していきたいと思います。まず、「(1)総合的な推進」の部分についてお願いします。

「人権教育を総合的に推進していきます。」ということについて、総合的にというのは具体的にどういう意味なのかと思います。例えば人権教育を行っていくのは、幼児期から高齢者までのあらゆる年齢層に必要です。場としては、社会教育や学校教育や地域社会などあらゆる場が考えられます。そして、子どもや外国人などあらゆる分野もあります。総合的という意味がよく分かるように、具体的なことを挙げて、人権教育をあらゆる年齢層や様々な機会をとらえて行うというようにしてはどうかと思いました。また、今日の審議内容は、総論的な部分ではないかと思いますので、「学校教育において人権侵害があったらどうしたらいいか」というような問題については簡単に述べておいて、次回「各分野における取組」の各論のときに具体的に挙げていくのがいいのではないかと感じました。例えば人権侵害があった場合には、まず侵害を受けた生徒の人権回復を最優先にし、次に事実をきちんと確かめ、どこに原因があるのかを探るなど、学校現場でするようなことについては指導いただいているわけですが、分野別のところで具体的に挙げていけばよいのではないかと思います。

推進体制の確立の中で、教育庁や知事部局、啓発マトリックスという言葉が出てきますが、その言葉の意味を教えてくださいたいと思います。

教育庁というのは、教育委員会の事務局のことです。その中に11の課室がありまして、その中に人権・同和教育課があり、人権に関わることを担当しています。知事部局というのは、知事の機関で、同じく人権・同和対策課があります。人権教育推進マトリックスと人権啓発マトリックスはそれぞれの関係課を集めて構成しています。知事部局の方が啓発を、教育庁の方が教育の方を主に取り組んでいます。今日配付しています関係事業計画やパンフレット「NO！セクハラ」などはマトリックス会議で作成したものです。何か問題が起きたときには、マトリックスの関係課で横の連携をとって対応するようになっています。

様々な問題が起きたら、そういったところで検討していただけるということですか。

例えば部活動であれば保健体育課から、学校の指導であれば指導課からマトリックスの会議に出して協議するということです。

現在のところまで、学校教育、社会教育という面がでていますが、家庭教育について、あえて項を起こしていないことについて説明をしていただきたいと思います。

社会教育の中に地域も家庭も含まれているイメージで作っているのですが、家庭教育という表現を別にあげた方がいいという御意見でしたら、変えることもできると思っています。

子どもの健全な育成を考えた場合、家庭教育は非常に大事だと思います。特に乳幼児からの教育が非常に大事だと思うのですが、家庭と同時に家庭を取り巻く地域もなかなかこちらが期待するようなことができていないと思います。人権教育についても家庭の在り方、地域の在り方というものを考えていかなないと、本当の解決にはつながっていかないのではないかと心配するわけです。岡山県の教育委員会としての施策を検討している場ですから、県の教育委員会が直接指導しなければならないことが何々かということはあると思います。家庭や地域の問題ということになると、市町村の教育委員会や行政の責任が強いのではないかと、それと県がどう連携を考えながら、支援できるところを支援していくのがいいのかという観点で考えていかなければならないと思います。子ども達を取り巻く家庭や地域の環境をよくしていくために、リーダーを養成するというのも書かれていますが、リーダーを養成することにとどまっていはいけないのであって、リーダーが中心となって活動を始める時に支援したり、始めた活動が地域に役立つように支援していくことが一番大事だと思いますので、全体として強化していかなければならないと思います。そういうことを県の教育委員会でやりましょうということにはなりにくいと思うので、市町村と連携して支援していきましょうという形でもいいから、

家庭や地域がどう自発的に活動できるような体制を作っていくかということに視点をあてた内容を少し入れていただきたいと思います。

では、次に「(2) 効果的な学習プログラムの開発」についてお願いします。これまでの審議の結果がよくまとまっているという印象を受けます。

評価の実施のところに入れてもらうのがいいのか、よく挿入の位置が分からないのですが、評価したことを次の実践に役立てていくということが大切で、人権教育でよく言われている継続的な取組の姿勢につながっていると思うので、継続的なという言葉が入っていればいいのではないかと思いました。

「知的理解の深化、人権感覚の育成それぞれの促進に当てた人権課題」という表現がありますが、知的理解の深化と人権感覚の育成は目的は一つでも、それぞれに捉える方法が別だと思います。知的理解の深化というのは、人権宣言を読んだり条約を読んだりすることで、自分の権利を知り他人の権利を知ることです。人権感覚の育成というのは参加体験学習などを通じて得られるものだということなので、2つをきちんと分けてそれぞれをやっていくことが大事だと思います。例えば「具体的な内容を構成することが必要です」という表現にしたらよくなるのではないかと思いました。

続いて「(3) 就学前教育の充実」「(4) 家庭教育の充実」「(5) 教職員の資質の向上」についてお願いします。

文科省の方から「早寝早起き朝ごはん」のような家庭の毎日の生活のことまで声が出るようになりました。さきほど家庭教育の中で人権意識を育てるという観点ができましたけれども、今やっぱり必要なのは家庭教育だと思います。岡山県としては人権教育のいろいろな流れの中で、学校教育、社会教育、そして家庭教育を入れてもいいのではないかという気がします。実際子どもたちが育てられている環境の中で、子どもに向き合えていない親が多くなっていることや、子どもを取り巻くいろいろな問題があります。それを考えますと、やはり家庭教育を入れてもいいのではないかと、学校現場で子どもたちを見ていると痛切に感じます。

私も同感です。今の親は支援を必要としています。人権教育を提供する側から考えると、学校教育は、教職員や教育委員会、文科省など、社会教育は、行政では社会教育課・生涯教育課や子育て支援課・保健所など、民間レベルではNPO法人や専門家やボランティアなどが担ってきました。家庭教育は、社会教育や学校教育の中で保護者対象の研修機会を設けていくのが有効でしょう。今、子育て中の親も悲鳴をあげていて、そういう親こそ気づきや情報が得られるように、具体的な支援を届ける必要があると思います。

保健福祉の方もかかわってくるから非常に深いですね。それも視点に入れて、大き

い枠組みの中で提示する時と具体的な方法を提示する時と分けて考えなければいけないと私は考えます。

「教職員の資質の向上」は何かございませんか。その通りという感じでしょうか。

それでは、「(6)リーダーの育成と活躍」「(7)地域における多様な学習機会の提供」「(8)情報教育の推進」「(9)教育の中立性と自主性の尊重」について、よろしくお願ひします。

情報教育の推進のところで、情報を扱う際のマナーやルールを身につけるといふことに異論はまったくないのですが、もう一つ前の段階で、多くの情報がある中で子どもたちが情報を主体的に読み解く力が求められているのではないかと思います。そのことと一体になってマナーやルールがきちんと身につくのではないかと思います。現代社会においては情報教育が非常に重要な問題です。情報を発信する技術やマナーに重点がいきがちですが、やはり主体的に読んでいける力が必要だと痛感しています。

(9)の教育の中立性と自主性というところなんですが、抽象的な言葉なので、具体的にこれが侵される場合とは、どんな時なのかを教えてください。

何が中立なのかということをお互に考えますと非常に難しいと思います。こうした推進プランができれば、これに基づいて推進していただくのが中立性といった点からは好ましいのではないかという気がします。文科省から言われているのは、社会運動や政治運動から一線を画していくということですので、そこを踏まえていきたいと思っています。

各論のところで考えていけばいいのですが、少しあいまいな気がします。人権教育を推進していけば、政治や文化のありようによっては、置かれている位置で、中立から離れたところに行く場合もあります。政治や文化は相対的なものなので、人権というスタンスから教育を考えるとときには主観的に傾いたりすると思います。当事者の人権を守らなければいけない時に、それを取り囲む学校現場や社会の組織が人権を侵害するような流れを含む場合には、その体制に対峙しなくてはならないこともあります。非常にナイーブな問題ですね。抽象的な言葉ですが、デリケートで含みのある言葉だなと感じました。

「(6)リーダーの育成と活躍」というのがありますが、リーダーの養成には今までいろいろな機会に努力をしてきましたが、育成したリーダーがどういう活躍をしてくれたかということになると必ずしも期待通りの活躍につながっていない面があるというのは感じています。リーダーが地域の人々とともにどう活躍してくれるかを育てていく、見守っていくということが必要になってくると思います。子どもの育成のためには、学校や家庭、地域が連携するとよく言いますが、子どもの育成を健全に進めていくために、地域の力というものをもっともっと活用していくべきだとよく言われていると思います。人権教育もその中の一つですから同じ事だと思います。地域で課題を感じたときに、地

域のみなさんと一緒になって課題解決のために行動を起こそうということを考えたときに、リーダーやコーディネーターが行動について相談をする場所や実際の行動に対して支援するところが必要だと思えます。そういう役割を行政ができないのかと感じています。リーダーの育成についても、地域で活動するための施策を具体的に後で出してくるということを出しておく方がよいのではないかと思います。

次回へつながる大切なポイントだと思います。地域でしっかりやりましょうという声かけはできても、その後が続かない原因の一つに、地域同士の情報交換が非常に少ないことがあると思えます。立場の方がものすごく一生懸命活動しているのに、どこにどんな方がいらして、どこへ問題をもっていけば機能するかというノウハウをご存じの方が少ないです。特に印象深いのは、学校現場で一人ひとりの教師の力はすごいのですが、それぞれの立場で地域に入ってきたときにあまりにも情報をもっていません。地域の方の顔と役割をもった教員の上に、組織の流れとか地域の姿が意外にキャッチできていないんです。開かれた学校と言われる中で、それが空文化しないようにする工夫があるなと思えます。それが力になると思えます。どこからとりかかっていくかということ、子どもや保護者の顔が分かる先生の力というのはすごいと思うんです。それは教育委員会のエリアですから、もっと強調することができるのではないかと思います。

福祉の世界でも、「施設から地域へ」という流れで、地域包括支援センターという新しいシステムを作っているところです。世の中では地域の中で子どもを殺害したり子どもの人権を侵害したりすることがあって、地域の力をどうやってつけていくかというのが大切だと思います。ここに書いてある多様な学習機会の提供といっても、人権教育というテーマで講演会をやるとうると重たいテーマなので、なかなか難しい。リーダーの人たちが地域の中で人権教育をするときにも、地域の人たちがどこまで一緒になってやってくれるか、具体的に実効性あるものにしていくにはどうしたらいいのかというのは難しいことですが、大切なことだと思います。福祉の世界では、これから団塊の世代が高齢者になっていくときに施設福祉では無理だと思うので、地域の中で、ノーマライゼーションの理念で、高齢者が自分らしく生きていくことを大切にしていけるべきだと思います。地域の力をどうやってつけるかということに行政も取り組んでいます。高齢化が進んで活躍できる人も少なくなってきました。人権の問題も含めて多様な学習機会を地域とタイアップして効果的にやる工夫が必要だと思います。

お話を聞いていて、一つ思い出したことがありました。障害がある中学生が地域の企業に出かけて行って、仕事現場で一緒に働くという組織作りが進んでいるという話を聞いています。学校を中心とした地域での取り組み方の一つではないかと思いました。

具体的なものが身近にあったら、それを思い描きながら、こうやってまとめていく中に生かしていければいいのではないかと思います。